

令和8年1月23日
練馬区地域文化部文化・生涯学習課

こどもアートアドベンチャー運営等業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

子どもを主な対象としたアート体験ワークショップ等で構成する「こどもアートアドベンチャー」を開催する。

本要領は、こどもアートアドベンチャー運営等業務についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル（事業提案）方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件 名 こどもアートアドベンチャー運営等業務委託

(2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和8年9月30日（水）

※業務を良好な成績で履行したと認められたときは、2回を限度として、随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所 練馬区立区民・産業プラザ他

(Coconeri ホール、研修室1～5、産業イベントコーナー)

(4) 業務内容 仕様書のとおり

(5) 概算経費 5,300,000円（消費税10%の税込）

※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 概算経費には、イベント実施に係る一切の経費（企画立案、会場設営、運営等）を含むものとする。

※ 本経費は、令和8年第一回練馬区議会定例会において予算が成立した時に効力が生じるものである。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

(1) 法人格を有していること。

(2) 過去に本件と同様のイベント等に関する業務を受注した経験を有すること。

3-2 欠格条項

次のいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

(2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号) による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになつとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 8 年 1 月 23 日（金）
質問受付期間	令和 8 年 1 月 23 日（金）～ 2 月 13 日（金）
質問回答日	令和 8 年 2 月 20 日（金）
提案書類等受付期限	令和 8 年 3 月 6 日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 3 月 19 日（木）（予定）
結果通知	令和 8 年 3 月 31 日（火）までに通知

4-2 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式 4）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和 8 年 1 月 23 日（金）～令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時
- (2) 質問方法 電子メール
- (3) 担当部署 練馬区地域文化部文化・生涯学習課文化振興係（担当）清野
電話：03-5984-1284
電子メール：bunkashougai@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 2 月 20 日（金）からホームページにて公表する。

4-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 電話連絡の上、郵送（当日必着）または「8 問合せ先・担当」まで持参すること。
※窓口受付は平日午前 9 時から午後 5 時まで
※郵便事故等の対応は受け付けない。

(3) 提出物 提出書類は、下表のとおり

番号	提出書類	提出部数
1	参加表明書（様式1）	1部
2	会社概要（様式自由） ※会社概要パンフレット等で代用することができる。	1部
3	企画提案書（様式自由） ※「4-4 提案書に記載すべき事項」のとおり	1部
4	類似業務の受託実績書（様式2） ※4件以上の実績がある場合は、複数枚の提出を認め る。	1部
5	業務責任者の実績報告書（様式3）	1部
6	見積書	1部
7	法人税・消費税の納税証明書 法人事業税の納税証明書	1部

(4) 注意事項

- ア 提出書類2～6については、紙提出に加え、写しを電子データ（PDF等）で前ページ記載のメールアドレス宛に提出すること。ただし、メールでの送信が難しい場合には、CD-R等の電子記録媒体により持参すること。
(メールの最大受信サイズの目安：約10MB)
- イ 提出書類の再提出および記載内容の変更は認めない。

4-4 提案書に記載すべき事項

提案書には以下の事項を必ず明記すること。

(1) コンセプト、基本的な考え方

仕様書の業務目的の内容を踏まえ貴社が提案する、本事業のコンセプトおよび基本的な考え方、特徴、強み等を示すこと。

(2) 実施体制

業務責任者を中心とした各担当者の役割、連絡体制、進捗管理体制を記載すること。来場者の安全確保についての提案を行うこと。

(3) 実施内容

本事業で実施するアート体験ワークショップ等の企画を提案することとし、プロのアーティストの参加等、来場者にアートの楽しさを伝えられるような工夫をすること。また、ワークショップについては、必要に応じて整理券を発券することとし、その発券方法について提案すること。ただし、発券方法については、区と協議のうえ決定すること。

(4) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

以下の項目において、スタッフ、アルバイト等の区民雇用の促進、物品購入等の区内事業者の活用等、予定していること、対応可能なことを記載すること。

①区民雇用の促進

- ②再委託をする場合の区内事業者の活用
- ③物品の区内事業者からの調達

(5) 地域貢献、社会貢献、環境配慮

本件業務にかかわらず、「地域貢献、社会貢献、環境配慮」に係る取り組みをしている場合は、その内容を記載すること。

4-5 辞退

参加表明書を提出後、辞退する場合は参加辞退届（代表者印を押印したもの。様式5）を以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月12日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法 電話連絡の上、郵送または「8 問合せ先・担当」まで持参すること。

4-6 審査

参加資格を満たすものについて、提出書類、提案内容についてのプレゼンテーション、質疑応答を行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

プレゼンテーション、質疑応答については、1社あたり30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とする。説明者は本業務を受注した時に主な担当となる者とし、3名程度とする。

審査結果は、令和8年3月31日（火）までに書面により通知する。

4-7 評価項目

評価項目については下表のとおり。

評価項目	評価基準
1. 業務実績	・類似業務の実績、官公庁との契約実績
2. 実施体制	・業務執行体制 ・要員配置の妥当性 ・スケジュールの妥当性
3. 提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
4. 区内雇用の促進・区内事業者の活用	・区内雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用 ・物品の区内事業者からの調達
5. 区内事業者である	・区内に本店を有する
6. 見積価格	・見積価格の妥当性

7. 担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
8. プレゼンテーション・ヒアリング	・プレゼンテーションにおける説明能力 ・受け答えの的確性、説得力 ・本事業に対する積極性や熱意 ・企画提案の内容などで特に評価する事項
9. その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、別紙「プロポーザル方式による業者選定情報公開基準」に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (10) 本案件に関する説明会は行わない。

8 問合せ先・担当

練馬区地域文化部文化・生涯学習課文化振興係 清野
練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎8階
電話：03-5984-1284 FAX：03-5984-1228
メールアドレス：bunkashougai@city.nerima.tokyo.jp